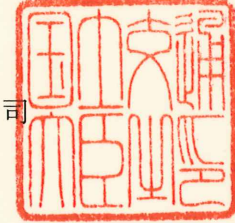


認 定 書

国住指第 2279 号
平成 21 年 10 月 23 日

エヌビーエル株式会社
代表取締役社長 石井 有三 様

国土交通大臣 前原 誠司



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第二号（間仕切壁（非耐力壁）：1 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP060NP-0251
2. 認定をした構造方法等の名称
両面せっこうボード・スラグせっこう板重張／軽量鉄骨下地間仕切壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

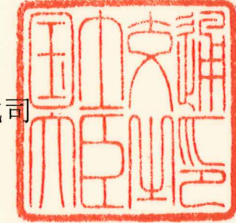
（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

認 定 書

国住指第 2280 号
平成 21 年 10 月 23 日

エヌビーエル株式会社
代表取締役社長 石井 有三 様

国土交通大臣 前原 誠司



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第二号（間仕切壁（非耐力壁）：1 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP060NP-0252
2. 認定をした構造方法等の名称
両面強化せっこうボード・スラグせっこう板重張／軽量鉄骨下地間仕切壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

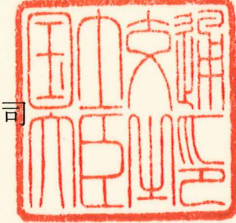
（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

認 定 書

国住指第 2281 号
平成 21 年 10 月 23 日

エヌビーエル株式会社
代表取締役社長 石井 有三 様

国土交通大臣 前原 誠司



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第二号（間仕切壁（非耐力壁）：1 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP060NP-0253
2. 認定をした構造方法等の名称
人造鉱物繊維断熱材充てん／両面せっこうボード・スラグせっこう板重張／軽量鉄骨下地間仕切壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

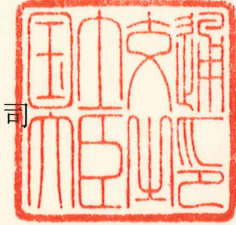
（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

認 定 書

国住指第 2282 号
平成 21 年 10 月 23 日

エヌビーエル株式会社
代表取締役社長 石井 有三 様

国土交通大臣 前原 誠司



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第二号（間仕切壁（非耐力壁）：1 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP060NP-0254
2. 認定をした構造方法等の名称
人造鉱物繊維断熱材充てん／両面強化せっこうボード・スラグせっこう板重張／
軽量鉄骨下地間仕切壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。